

(公印省略)

障 福 第 3 1 6 3 号
平成 2 9 年 2 月 2 2 日

各 就労継続支援 A 型事業所管理者
各 就労継続支援 B 型事業所管理者 殿
各 就労移行支援事業所管理者

大分県福祉保健部障害福祉課長

平成 2 9 年度における就労定着支援体制加算、就労移行支援体制加算及び
目標工賃達成加算について

上記のことについて、就労定着支援体制加算、就労移行支援体制加算及び目標工賃達成加算（目標工賃達成加算は就労継続支援 B 型事業所のみ算定可能）の算定にあたっては、別紙 1 のとおり前年度等の就業実績や前年度・前々年度の工賃実績が必要です。

このため、平成 2 9 年 4 月以降に当該加算を算定する場合は、平成 2 9 年 4 月 1 7 日（月）までに大分県障害福祉課（大分市所在の事業所、施設は大分市障害福祉課）あて変更届を提出してください。

なお、当該加算については、前年度算定していた事業所が引き続き算定する場合も届出が必要ですのでご注意ください。

また、就労継続支援 B 型の目標工賃達成加算（Ⅲ）の算定の基準となる県内就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額については、4 月報酬の請求期限（5 月 1 0 日締切）までに前年度工賃（賃金）実績額を集計することが困難な状況ですので、平成 2 8 年度と同様に別紙 2 の手順により請求するようお願いします。

なお、平均工賃額については、集計が完了し次第、大分県ホームページで公表します。

担当 自立支援班 宮脇
TEL: 097-506-2731
FAX: 097-506-1740
E-Mail: miyawaki-susumu@pref.oita.lg.jp

(別紙1)

就労定着支援体制加算及び目標工賃達成加算の要件

1 就労定着支援体制加算（就労移行支援事業所）

指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数がそれぞれの期間ごとの(1)から(5)までのいずれかに該当する場合、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。

イ 就労を継続している又は継続していた期間（以下「就労継続期間」という。）が6月以上12月未満の者

- (1)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 29単位
- (2)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 48単位
- (3)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 71単位
- (4)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 102単位
- (5)利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 146単位

ロ 就労継続期間が12月以上24月未満の者

- (1)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 25単位
- (2)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 41単位
- (3)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 61単位
- (4)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 88単位
- (5)利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 125単位

ハ 就労継続期間が24月以上36月未満の者

- (1)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 21単位
- (2)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 34単位
- (3)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 51単位
- (4)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 73単位
- (5)利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 105単位

2 就労移行支援体制加算（就労継続支援（A型、B型）事業所）

指定就労継続支援等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援事業所等における就労継続支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該就労継続支援事業所等の就労継続支援事業等に係る利用定員の100分の5を超える場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ① 就労継続支援（A型） 26単位
- ② 就労継続支援（B型） 13単位

3 目標工賃達成加算【就労継続支援B型事業所のみ算定可能】

(1) 目標工賃達成加算（Ⅰ）

以下の①から④のいずれにも該当するもの（69単位/日）

- ① 当該前年度における地域の最低賃金の2分の1に相当する額を超えていること。

【参考】大分県最低賃金 715円（平成28年10月1日発効）

- ② 指定就労継続支援B型事業所等が、「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年大分県条例第62号）に関する規定により大分県知事に届け出た工賃の目標額を超えていること。

〔平成27年4月20日付け障福第197号福祉保健部障害福祉課長通知
「工賃向上計画の作成について」により報告した目標工賃額〕

- ③ 指定就労継続支援B型事業所等が、大分県において作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、計画に基づく取組を実施していること。
- ④ 前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等によって低下する場合を除く。）。

(2) 目標工賃達成加算（Ⅱ）

以下の①から④のいずれにも該当するもの（59単位/日）

- ① 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。

【参考】大分県最低賃金 715円（平成28年10月1日発効）

- ② 指定就労継続支援B型事業所等が、「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年大分県条例第62号）に関する規定により大分県知事に届け出た工賃の目標額を超えていること。

〔平成27年4月20日付け障福第197号福祉保健部障害福祉課長通知
「工賃向上計画の作成について」により報告した目標工賃額〕

- ③ 指定就労継続支援B型事業所等が、大分県において作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、計画に基づく取組を実施していること。
- ④ 前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等によって低下する場合を除く。）。

(3) 目標工賃達成加算（Ⅲ）

以下の①から③のいずれにも該当するもの（32単位/日）

- ① 当該前年度における大分県の施設種別平均工賃を超えていること。

【参考】平成27年度就労継続支援B型事業所平均工賃 月額 16,237円
時間額 220.0円

- ② 指定就労継続支援B型事業所等が、大分県において作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、計画に基づく取組を実施していること。
- ③ 前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等によって低下する場合を除く。）。

(別紙2)

目標工賃達成加算(Ⅲ)の4月分の請求について

加算対象に該当すると見込まれる場合の4月実績の請求にあたっては、以下の手順にて請求等を行って下さい。

- 1 障害福祉課に平成28年4月17日(月)【消印有効】までに変更届を提出すること。

※提出書類

- (1) 変更届出書(第5号様式)
- (2) 介護給付費等の算定に係る体制一覧表(別紙1) ※新様式を使用すること
- (3) 目標工賃達成加算シート(別紙25)
- (4) 工賃向上計画シート ※県に提出済の書類の写し
- (5) 工賃向上計画の実施状況

- 2 目標工賃達成加算(Ⅲ)に該当すると見込まれる場合は、加算を算定して4月実績を国民健康保険団体連合会へ請求(5月10日まで)
- 3 県のホームページで県の平均工賃額を公開(8月上旬を予定)
- 4 3の平均工賃額により、当該加算に該当しなかった場合には、県に報告の上、市町村へ過誤調整をすること。

※提出書類の様式については、こちらからダウンロードできます。

<http://www.pref.oita.jp/site/syougai/jigyousyositei-new.html>